

# 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 の原案について

令和 6 年 2 月 7 日  
企画管理部教育総務課  
電話 043-223-4142

「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」の原案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったことから、臨時代理により異議のない旨回答しました。

## 1 改正理由

「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等の一部改正を行う。

## 2 その他

本件は、知事から、議案の公表があるまで、具体的な内容は公表できません。